

姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、姫路市新美化センター整備基本計画の策定について調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを公開とする。ただし、委員の発議により、出席した委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員会から付議された事項を所掌する。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。